

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
◎消費生活センターの設置 (県民生活・男女共同参画課)	1
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
○行政書士法による聴聞 (法 務 課)	2
○財団法人都道府県会館災害共済部の平成20年度の経営状況の公表 (管 財 課)	2
○平成21年度後期技能検定試験の実施 (雇用労働政策課)	3
○市町村営土地改良事業の計画の変更の適否決定 (農業農村支援課)	6
監査公表	
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	6

告 示

高知県告示第559号

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第1項の規定により、消費生活センターを次のように設置した。
平成21年9月1日
高知県知事 尾崎 正直

- 名称及び住所
高知県立消費生活センター
高知市旭町三丁目115 こうち男女共同参画センター2階
- 事務を行う日及び時間
高知県の休日定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後4時45分まで

高知県告示第560号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成21年度第3次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成21年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林
(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	83.40	1,075.49
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	1,534.31	378.15
3 安芸川	安芸市 芸西村	566.32	396.70
4 夜須川	香南市	7.60	4.92
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	1,580.75	207.19
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	2,898.65	147.83
7 鏡川	高知市の一部	328.55	16.99
8 本川地区	いの町の一部	1,179.01	31.13
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1,228.49	231.91

10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	247.37	225.54
11 四万十川上流	中土佐町の一部 檜原町 津野町の一部 四万十町の一部	3,084.01	392.36
12 伊与喜川	黒潮町の一部	76.35	78.07
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	2,658.07	695.77
14 大方地区	黒潮町の一部	131.68	156.27
15 松田川	宿毛市の一部	230.96	318.89
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	162.32	84.94
17 土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	346.55	312.48
計		16,344.39	4,754.63

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	12.96
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00

3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	18.12
4	中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1.68
5	須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	21.40
6	幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	13.64
計			67.80

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1	安芸林業事務所管内 室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	141.65
2	中央東林業事務所管内 高知市 南国市 香南市 香美市	6.76
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内 本山町 大豊町 土佐町 大川村	106.60
4	中央西林業事務所管内 土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	41.28
5	須崎林業事務所管内 須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	7.14
6	幡多林業事務所管内 宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00

計	303.43
---	--------

高知県告示第561号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成21年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
安芸市西浜字マドコロガ	539番4	6.30	153.12	
	541番2	?		
	542番8	6.60		
	546番6			

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年8月19日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年8月19日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年8月19日	特定非営利活動法人高知いのちの電話協会	井上 新平	高知市愛宕町二丁目4番地11号	この法人は、ボランティア活動による電話相談を通じて、孤独の中にあつて、精神的危機に直面し自殺の悩みを抱える人をはじめ、助けと励ましを求めている一人一人と「電話」という手段で対話することを目的とする。

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の3第3項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成21年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 聴聞の期日
平成21年9月14日（月）午後2時
- 2 聴聞の場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟臨時会議室
- 3 聴聞を受ける者の氏名及び住所
河野 時造
土佐市高岡町乙3538番地

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、財団法人都道府県会館災害共済部の平成20年度の経営状況を次のとおり公表する。

平成21年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

第1 建物共済事業経営状況

- 1 事業実績
加入都道府県数 47都道府県
共済責任額 3,726,769,589千円
共済基金分担金 739,785,829円
被災件数 583件
災害共済金 223,851,327円
災害見舞金 36,070,025円
損害率 35.13%
- 2 収支計算（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
(単位：円)

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
特定資産運用収入	317,436,126	事業費支出	409,642,522
事業収入	740,274,907	繰出金支出	108,293,000
雑収入	5,160,725	特定資産取得支出	454,791,249
繰入金収入	36,920,000	固定資産取得支出	0
貸付金償還収入	113,000,000	予備費支出	-
収入計	1,212,791,758	支出計	972,726,771

当期収支差額	240,064,987
前期繰越収支差額	870,075,897
次期繰越収支差額	1,110,140,884

3 正味財産増減計算(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:円)

増加の部		減少の部	
科目	決算額	科目	決算額
特定資産運用益	317,436,126	事業費	445,227,899
事業収益	740,274,907	他会計への繰出金	108,293,000
雑収益	5,160,725	固定資産除却損	13,632
他会計からの繰入額	36,920,000		
収益計	1,099,791,758	費用計	553,534,531
当期一般正味財産増減額			546,257,227
一般正味財産期首残高			22,599,782,275
一般正味財産期末残高			23,146,039,502
正味財産期末残高			23,146,039,502

第2 水力発電用機械損害共済事業経営状況

1 事業実績

加入団体数	29都道府県1市
加入発電所数	329
共済責任額	273,263,794千円
共済基金分担金	337,671,472円
被災件数	5件
災害共済金	268,862,393円
損害率	79.62%

2 収支計算(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)
(単位:円)

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
特定資産運用収入	101,758,533	事業費支出	289,581,940
事業収入	338,145,212	繰出金支出	3,764,000
		特定資産取	36,224,905

雑収入	1,993,480	得支出	
投資活動収入	0	予備費支出	-
収入計	441,897,225	支出計	329,570,845

当期収支差額	112,326,380
前期繰越収支差額	545,010,107
次期繰越収支差額	657,336,487

3 正味財産増減計算(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:円)

増加の部		減少の部	
科目	決算額	科目	決算額
特定資産運用益	101,758,533	事業費	308,146,845
事業収益	338,145,212	他会計への繰出額	3,764,000
雑収益	1,993,480		
収益計	441,897,225	費用計	311,910,845
当期一般正味財産増減額			129,986,380
一般正味財産期首残高			6,872,270,107
一般正味財産期末残高			7,002,256,487
正味財産期末残高			7,002,256,487

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成21年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成21年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級、検定職種等

実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 特級職種

金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造及びパン製造

(2) 一級及び二級職種

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、工場板金(機

械板金作業又は数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業又は設備診断作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業又は集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、製版(DTP作業)、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食作業又はビニルエステル樹脂積層防食作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業又は和菓子製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、酒造(清酒製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業又は改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業又は組織試験作業)、印章彫刻(木口彫刻作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)

(3) 三級職種

機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業又はシーケンス制御作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業又はテクニカルイラストレーションCAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(4) 単一等級職種

電子回路接続(電子回路接続作業)、枠組壁建築(枠組壁工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

- 2 実施期日、実施場所等
 (1) 実技試験
 ア 実施期日
 平成21年11月30日(月)から平成22年2月21日(日)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日
 イ 実施場所
 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
 ウ 手数料
 検定職種ごとに次のとおりである。
 (ア) 特級、一級、二級、三級(高等学校に在学する者その他の別に定める者を除く。)及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
金属熱処理	(特級職種)	16,500円
機械加工		
工場板金		
めっき		
仕上げ		
機械保全		
電子機器組立て		
電気機器組立て		
半導体製品製造		
自動販売機調整		
油圧装置調整		
建設機械整備		
婦人子供服製造		
紳士服製造		
パン製造		

さく井	ロータリー式さく井工事作業
工場板金	機械板金作業
	数値制御タレットパンチプレス板金作業
機械保全	機械系保全作業
	電気系保全作業
	設備診断作業
電子回路接続	電子回路接続作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業
	集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業
自動販売機調整	自動販売機調整作業
時計修理	時計修理作業
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業
油圧装置調整	油圧装置調整作業
農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業

製版	DTP作業
プラスチック成形	射出成形作業
強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業
	ビニルエステル樹脂積層防食作業
パン製造	パン製造作業
菓子製造	洋菓子製造作業
	和菓子製造作業
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
酒造	清酒製造作業
建築大工	大工工事作業
枠組壁建築	枠組壁工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	アスファルト防水工事作業
	合成ゴム系シート防水工事作業
	塩化ビニル系シート防水工事作業

	改質アスファルトシート トーチ工法防水工事作業	
樹脂接着剤注入 施工	樹脂接着剤注入工事作業	
カーテンウォール 施工	金属製カーテンウォール 工事作業	
バルコニー施工	金属製バルコニー工事作 業	
ガラス施工	ガラス工事作業	
金属材料試験	機械試験作業	
	組織試験作業	
印章彫刻	木口彫刻作業	
塗装	鋼橋塗装作業	
機械検査	機械検査作業	13,700円
和裁	和服製作作業	12,100円
テクニカルイラ ストレーション	テクニカルイラストレー ション手書き作業	
	テクニカルイラストレー ションCAD作業	
機械・プラント 製図	機械製図手書き作業	
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

(イ) 三級職種(高等学校に在学する者その他の別に定
める者に限る。)

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作	11,000円

	業	
	シーケンス制御作業	
プリント配線板 製造	プリント配線板設計作業	
	プリント配線板製造作業	
時計修理	時計修理作業	
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作 業	
冷凍空気調和機 器施工	冷凍空気調和機器施工作 業	
プラスチック成 形	射出成形作業	
建築大工	大工工事作業	
配管	建築配管作業	
機械検査	機械検査作業	9,100円
和裁	和服製作作業	8,100円
テクニカルイラ ストレーション	テクニカルイラストレー ション手書き作業	
	テクニカルイラストレー ションCAD作業	
機械・プラント 製図	機械製図手書き作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ、平成21年11月20日
(金)に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。た
だし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次のとおりである。

(ア) 特級職種

職種	実施期日
金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 パン製造	平成22年1月31日(日)

(イ) 一級、二級及び単一等級職種

職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 菓子製造 配管 型枠施工 鉄筋施工 ガラス施工 金属材料試験	平成22年1月24日(日)
さく井 工場板金 自動販売機調整 時計修理 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 強化プラスチック成形 パン製造 水産練り製品製造 酒造 コンクリート圧送施工	平成22年1月31日

防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 印章彫刻 枠組壁建築 バルコニー施工	
機械保全 半導体製品製造 プリント配線板製造 和裁 帆布製品製造 製版 建築大工 かわらぶき 電気製図 塗装 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工	平成22年2月7日(日)

(ウ) 三級職種

職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 内燃機関組立て 配管	平成22年1月24日
時計修理 冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図	平成22年1月31日
プリント配線板製造 和裁 プラスチック成形 建築大工 テクニカルイラストレーショ ン 電気製図	平成22年2月7日

- イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料
3,100円

- 3 受検の申請手続
 - (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
 - (2) 書類の提出先
高知市布師田3992-4(高知地域職業訓練センター内)
高知県職業能力開発協会
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
 - (3) 書類の受付期間
平成21年9月28日(月)から同年10月9日(金)まで(郵送による場合は、平成21年10月9日付けの消印のあるものまで受け付ける。)
なお、受検する検定職種(作業)に応じて、受付期間内にインターネットで受検申請をすることができる場合がある。
 - (4) 技能検定受検申請書の交付
技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会で作成する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。
 - (5) 手数料の納付方法等
手数料は、申請書に添えて納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 4 合格者の発表等
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成22年3月16日(火)に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301>)に掲載する。
- 5 技能検定合格証書等の交付
特級、一級及び単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級及び三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。
また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。
- 6 その他
この技能検定について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課(電話番号088-823-9765)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

~~~~~

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、四万十市の行う土地改良事業(四万十市押谷口地区こうち農業確立総合支援事業)の計画の変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 市町村営土地改良事業変更計画書の写し
  - (2) 賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年9月1日から同年10月2日まで
- 3 縦覧場所  
四万十市役所西土佐総合支所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

-----  
監 査 公 表  
-----

監査公表第13号

平成21年9月1日

高知県監査委員 山本 広明  
同 西森 雅和  
同 坂本 千代  
同 奴田原 訂

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成21年6月15日 高知市 山下由佳ほか1名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年8月12日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

(原文登載)

高知県職員措置請求監査報告書

- 第1 請求の受理
  - 1 請求人  
高知市 山下 由佳  
高知市 田所 辨壽
  - 2 請求の内容  
請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由の要旨は、次のとおりである。
    - (1) 措置内容  
ア 県警は、第三者加害事案における代位請求権について

て、公務以外の事故は代位請求事案ではないとの認識でいたため、平成14年度の制度発足以来、私用中の事故の代位請求がない。

私用中の事故報告書には明らかに代位請求すべき事案が存在するので、職員に返還請求を行う必要がある。

イ 内部取扱いで代位請求額を10万円以上に限るとしている。代位請求額の10万円未満の足切りの規定は、変更すべきである。

ウ 事故による休暇は、病気休暇とすべきである。職員が恣意的に有給休暇とし、給料と休業補償の二重取りができるシステムを改めるべきである。

エ 県警には、損害賠償等審査会（以下「損賠審」という。）に報告していない事故処理が存在する。事故車両に発生した損失を各警察署の修理代で処理している痕跡がうかがえるため、事故の事務処理及び修理代の監査を行う必要がある。

## (2) 請求の理由(要約)

ア 高知県（以下「県」という。）の職員と市民との交通事故において、休業損害が発生した際、現状の経理処理は不当で恣意的な怠りが県益を損なっている。

現状は、事故による休業損害の補償金額を県が病気休暇扱いにすると月給の支払者である県に代位請求権が存在し、有給休暇扱いにすると職員にその請求権が存在する。交通事故による休業とは、本来すべて病気による休業に相当し、保険会社に請求できる休業補償は事故に起因した休業のみである。

また、月給を支払いながら仕事に穴を開けられた分の損害は、県にその請求権が存在するが、これは公務中であろうと私用中であろうと県としての損害は同じで代位請求権が存在する。

県警は、私用中の事故の代位請求を失念し、その請求業務を怠っていた。県警職員の私用中の代位請求の請求漏れ分については、職員の収益にしたまなので、職員から返還してもらう必要がある。

イ 代位請求額に10万円という足切りを設け、県の財産の管理を怠っていた。事務の煩雑さから1万円相当の足切り規定を設けるというのなら理解できるが、10万円未満の規定については、県議会のチェックを受け、即時変更すべき事案だと考えられる。

ウ 職員の給料と休業補償との二重取りを可能にする恣意的な有給休暇処理は実体法上の実態ではないので、県はすべて代位請求すべきである。

エ 県警車両と市民との交通事故における公務災害については、県の損賠審において、過失割合や休業損害の

請求事案などを総合して検証した上で公平に帰する必要がある。

しかしながら、県警には損賠審に報告しないままの事故処理が存在し、その中には県警職員の事故の過失を認めているケースもあった。

さらに、事故車両に発生した損失を各署の修理代で処理し片づけている痕跡がうかがえる。したがって、修理代全般の監査が必要であり、もし仮に職員の私用車の修理代や事故隠しによる修理代などが公費で支出されているようなことがあれば、職員に支払わせる必要がある。

よって、財産管理に違法・不当があり、県益を損なっているので職員への求償でその責務を果たさせるべきである。

## (3) 事実を証する書面

ア 平成16年5月31日付け高知署長から本部長あて、「警察車両・職員に係る交通事故発生報告書」（写し）

イ 平成16年8月17日付け薬物銃器対策課長から本部長あて、「警察車両・職員に係る交通事故発生報告書」（写し）

ウ 平成16年8月27日付け赤岡署長から本部長あて、「警察職員にかかる交通事故（自損転倒軽傷）発生報告書」（写し）

エ 平成17年5月8日付け清水署長から本部長あて、「交通（自損）事故発生について」（写し）

オ 平成18年7月11日付け情報管理課長から本部長あて、「警察職員に係る交通事故発生報告書」（写し）

カ 平成18年12月13日付け交通機動隊長から本部長あて、「警察車両・職員に係る交通事故発生報告書」（写し）

キ 平成19年8月25日付け高知南署長から本部長あて、「職員による交通事故（私有車）の発生について」（写し）

ク 平成19年9月5日付け高知南署長から本部長あて、「職員による交通死亡事故の発生について」（写し）

ケ 平成19年9月4日付け監察課長から本部長あて、「職員の交通事故発生について」（写し）

コ 平成19年9月18日付け高知署長から本部長あて、「私有車による交通事故の発生について」（写し）

サ 平成19年11月20日付け警備第一課長から本部長あて、「警察車両・職員に係る交通事故発生報告書」（写し）

シ 平成19年12月25日付け中村署長から本部長あて、「職員による交通人身事故の発生について」（写し）

ス 平成20年10月27日付け清水署長から本部長あて、「交通事故の発生について」（写し）

セ 平成20年12月1日付け安芸署長から本部長あて、「職員の交通事故発生について」（写し）

ソ 平成21年2月4日付け総務課長から本部長あて、「警察職員による交通事故の発生について（私用中）」（写し）

タ 平成21年2月24日付け窪川署長から本部長あて、「警察職員による交通事故の発生について」（写し）  
ほか

## 3 請求の要件審査

本件請求は、平成21年6月15日に受付し、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

なお、本件請求のうち、2-(1)のイ及びウについては、財務会計上の行為ではないことから、また、2-(1)のエについては、具体的、個別的な摘示がないことから、要件を具備していないため監査対象外とした。

## 第2 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成21年7月1日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。  
(2) 執行機関に対して、同日に陳述の機会を与えた。

### 2 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 本件請求において、摘示のあった16件の私用中の交通事故（以下「16件の交通事故」という。）について、県に代位請求権が存在するかどうか。  
(2) 代位請求権が存在するとすれば、県は代位請求権の行使を怠っているかどうか。

### 3 監査対象機関等

県警の損害賠償の請求に関する事務を所掌する警察本部警務部監察課（以下「監察課」という。）を監査対象機関とした。

また、損害賠償等に関する事務処理要綱（以下「要綱」という。）を所掌する総務部行政管理課（以下「行政管理課」という。）を監査関係機関とした。

### 4 監査等の実施

監察課に対して、平成21年7月6日付けで文書照会により調査を行った。

平成21年7月13日に監察課において、書類照会を行い、平成21年7月17日に委員監査を行った。

なお、行政管理課に対して、平成21年7月6日付けで文書

照会により調査を行った。

第3 監査の結果  
本件に関する請求人の主張については理由がないので、本件請求を棄却する。  
以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認  
(1) 一般的な損害賠償(交通事故)等  
ア 損害賠償について  
交通事故に起因する損害賠償については、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第3条に、「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。」と定められている。

イ 休業損害について  
平成16年に発行された、「別冊判例タイムズ 民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準 全訂四版(東京地裁民事交通訴訟研究会編)」(以下「判例タイムズ」という。)では、休業損害について次のように解説している。  
(ア) 休業損害とは、事故による受傷の治療期間中、受傷及びその治療のため被害者が休業したことにより生じた損害(減収)をいう。  
(イ) 現に休業し、収入減が生じていることが必要である。  
(ウ) 休業損害は、被害者の収入及び休業相当期間を認定して算定するので、主として基礎収入と休業日数が重要となる。  
なお、判例タイムズは、東京地裁民事第27部に在籍した裁判官が中心となって、過去の判例や裁判例を基に過失相殺率の認定事例を基準化したもので、過失相殺率の算定に一般的に利用されている。

(2) 県の損害賠償(交通事故)の取扱いについて  
ア 県の損害賠償について  
県における損害賠償に関する事務は、要綱に基づき行われている。  
県は、この要綱に、新たに第三者の不法行為による県の損害賠償の請求の規定を追加し、平成14年12月25日付け14高行管第330号により通知した。  
これにより、平成15年1月15日以降は、第三者の不法行為により職員が負傷し、病気休暇又は休職(以下「病気休暇等」という。)により休業した場合、職員に支払われた給与相当額について、県は、職員に代わって損害賠償請求すること(以下「代位請求」という。)となった。

イ 代位請求事務について  
警察職員を含む県の職員には、交通事故等で負傷した場合に病気休暇等が認められており、病気休暇等で休んだ場合にも給与が支給される。  
しかし、県が職員に支払った給与相当額については、県が損害を被ることとなるため職員に代わって代位請求することとなっている。  
このため、行政管理課は、代位請求に関して具体的な事務手続きを定め、平成14年12月25日付け行政管理課長通知(以下「課長通知」という。)により周知を図っている。その主な内容は次のとおりである。  
(ア) 請求の対象範囲は、公務中、通勤途上、私用中に関わらず第三者の不法行為により病気休暇等を余儀なくされた場合であり、年次有給休暇は対象としない。  
(イ) 県の職員側に過失がある場合、過失割合に応じた請求を行う。  
(ウ) 請求対象の給与相当額は、病気休暇及び休職期間中に県から支払われた給与とする。  
(エ) 代位請求による請求額が10万円未満となる場合は、請求しない。

ウ 行政管理課の回答  
行政管理課に対して、代位請求する額の下限及び年次有給休暇の考え方について、文書照会(平成21年7月6日付け21高監査第65号)を行った。回答は次のとおりである。  
(ア) 代位請求する額の下限については、本制度を導入する時点の他県の状況を参考に10万円とした。  
(イ) 年次有給休暇は、本人の自由意思で届け出されるものであり、その内容についても自由使用の原則があり、その休暇を利用して治療行為があったとしても、県が使用者として関与するところではない。  
(ウ) 年次有給休暇の期間については、県が損害を受けたとは言い難く、代位請求できないものと考えている。

(3) 監察課の主張  
監察課は、平成21年7月1日の陳述において、「平成15年1月15日の要綱の改正以降は、高知県損害賠償等審査会規則や要綱等に基づき適正に処理している。」と述べている。  
また、監察課は、16件の交通事故について、代位請求に該当する事案ではないとして、次の表に基づいて説明を行った。

なお、以下、16件の交通事故について、当該表の番号で記述する。  
監察課説明資料の抜粋(請求のあった交通事故一覧)

| 番号 | 発生日       | 事故態様 | 自損 | 過失割合% |      | 年次有給休暇 | 病気休暇   |
|----|-----------|------|----|-------|------|--------|--------|
|    |           |      |    | 職員側   | 相手側  |        |        |
| 1  | H16.5.30  | 衝突   |    | 90%   | 10%  | 30日    | 5日     |
| 2  | H16.8.13  | 伏込   |    | 10%   | 90%  | 0      | 0      |
| 3  | H16.8.24  | 転倒   | 自損 | 100%  | 0%   | 16日6時間 | 0      |
| 4  | H17.5.7   | 転倒   | 自損 | 100%  | 0%   | 5日     | 5日     |
| 5  | H18.6.19  | 衝突   |    | 80%   | 20%  | 1日4時間  | 0      |
| 6  | H18.12.12 | 衝突   | 自損 | 100%  | 0%   | 22日    | 56日    |
| 7  | H19.8.25  | 追突   |    | 0%    | 100% | 0      | 0      |
| 8  | H19.9.4   | 衝突   |    | 80%   | 20%  | 1日     | 0      |
| 9  | H19.9.4   | 接触   |    | 0%    | 100% | 0      | 0      |
| 10 | H19.9.14  | 追突   |    | 0%    | 100% | 1日     | 0      |
| 11 | H19.11.18 | 転倒   | 自損 | 100%  | 0%   | 34日    | 44日1時間 |
| 12 | H19.12.23 | 衝突   |    | 100%  | 0%   | 2日     | 0      |
| 13 | H20.      | 追突   |    | 0%    | 100% | 1日     | 0      |



|    |                |    |  |    |      |      |   |
|----|----------------|----|--|----|------|------|---|
|    | 10. 25         |    |  |    |      |      |   |
| 14 | H20.<br>11. 27 | 追突 |  | 0% | 100% | 21時間 | 0 |
| 15 | H21.<br>2. 3   | 転倒 |  | 0% | 100% | 3時間  | 0 |
| 16 | H21.<br>2. 23  | 追突 |  | 0% | 100% | 1日   | 0 |

※この表に示した1から16までの番号は、第1-2(3)の事実を証する書面のアからタまでに該当する。

ア 病気休暇等の取得について

代位請求は、第三者の不法行為により、職員が負傷し、病気休暇等を取得した場合において、当該職員の休業期間中に県が支払った給与相当額を県の受けた損害として、第三者に対して損害賠償請求を行うものである。

病気休暇等が前提であり、年次有給休暇を取得していても、課長通知により代位請求事案には該当しない。

16件の交通事故のうち、病気休暇を取得した事故は、表番号の1番、4番、6番及び11番の4件のみである。

このため、その他の12件については、代位請求事案には該当しない。

イ 第三者加害の有無について

表番号の1番、4番、6番及び11番のうち、4番、6番及び11番の3件については、職員がバイク又は自転車を運転中、自らの過失によって、転倒するなどの自損事故であり、第三者加害によるものではないことから、代位請求権は存在しない。

ウ 過失割合について

表番号の1番の事故は、信号機の無い交差点において、職員(以下「当該職員」という。)が交差点内にも関わらず右側から前車を追い越そうとした時に、前車が右折を開始したため、前車の右側面に衝突した事故である。

交差点内は、追い越しが禁止されていることから、当該職員側にはほぼ一方的な責任のある事故である。

このため、判例タイムズ等を基本に、過失の割合を当該職員側を90パーセント、相手側を10パーセントとしている。

エ 代位請求権の存否について

表番号の1番の事例では、当該職員は病気休暇を5日取得している。

代位請求により、相手側に請求する額について、給与を当該職員と同額程度の40万円、ボーナスを80万円として計算すると、1日の単価は40万円を30日で割った約13,300円となる。

これに病気休暇の5日を選び、さらに過失割合の1割(相手側)を乗じて計算すると、給与分は約6,600円となる。

同様にボーナス分を計算すると、約2,200円となり、給与分と合せた相手方への請求額は約8,800円となる。

このため、請求額が10万円未満となることは一目瞭然であり、課長通知により代位請求事案には該当しない。

(4) 書類照合について

監察課が作成した(3)の表の記載内容については、平成21年7月13日に監察課に出向き次の書類で確認した。

ア 交通事故の特定

請求人から提出された第1-2の(3)の事実を証する書面のアからタまでの書類と、上記(3)の表番号の1番から16番までの番号が対応していることを確認した。

また、事故の発生日、事故の態様、事故の相手方の有無の照合を行った。

さらに、事実を証する書面と犯罪事件受理簿(交通事故関係)を照合することにより、表の記載内容に相違がないことを確認した。

イ 休暇の確認

(3)の表に記載されている年次有給休暇及び病気休暇の内容が、「勤務状況整理簿・時間外勤務等命令及び実績簿」と照合し、相違がないことを確認した。

ウ 過失割合の確認

過失の割合については、犯罪事件受理簿を基に監察課から過失割合の判断根拠の説明を受け、判例等における過失割合の事例(判例タイムズ)と照合し、県警の判断に特に問題がないことを確認した。

2 監査委員の判断

監察課は、16件の交通事故について、代位請求を行わないと決定した。その決定が違法又は不当であったか否かについて判断する。

(1) 代位請求権の存否について

県の規定では、県が職員に支払った給与相当額を第

三者に対して代位請求できるのは、第三者の不法行為により職員が負傷し、病気休暇等を取得した場合とされている。

このことから、16件の交通事故について、代位請求権が存在するか否かについてまず判断する。

ア 病気休暇等

代位請求ができるのは、職員が病気休暇等を取得している場合に限られる。

そのため、16件の交通事故のうち、交通事故により負傷した職員が病気休暇等を取得していたかどうかを、「勤務状況整理簿・時間外勤務等命令及び実績簿」で確認した。

その結果、病気休暇を取得していた事例は、表番号の1番、4番、6番及び11番の4件であり、それ以外の12件の事例は病気休暇等を取得していなかった。

このことから、1番、4番、6番及び11番以外の事例は、代位請求事案には該当しない。

イ 自損事故について

代位請求は、第三者の不法行為により職員が負傷した場合に請求できるとされており、第三者が存在しない自損事故は、代位請求の対象になり得ない。

そのため、病気休暇を取得している上記アの4件について第三者の不法行為の有無を、犯罪事件受理簿等で確認した。

その結果、4件のうち、1番を除く、4番、6番及び11番の3件は、自損事故と判断できるものであった。

このことから、1番以外の交通事故は、県に代位請求権が存在しないことが認められる。

(2) 代位請求権の行使について

残る表番号の1番について、代位請求権を行使すべきであったか否かについて、県の規定に照らして判断する。

ア 過失割合について

一般的に代位請求額は、給与相当額、病気休暇等の日数及び相手側の過失割合によって計算される。

当該事故は、交差点内における追い越し中の衝突事故である。監察課は、1-(3)のウのとおり、当該職員の方に一方的な過失があったため、過失割合を、当該職員側90パーセント、相手側10パーセントとしたと説明している。

判例タイムズの事例で確認したところ、同種の

交通事故の過失割合もほぼ同じ割合となっていることから、相手側の過失割合を10パーセントとしたことについて、特に問題は認められない。

イ 代位請求額について

課長通知では、代位請求による請求額が10万円未満の場合は、請求しないこととされている。

当該職員の給与や病気休暇の取得日数（5日）、過失割合（相手側10パーセント）から判断して、表番号の1番の事例において、請求額が10万円以上になることは通常あり得ない。

このことから、1番の交通事故について、監察課が代位請求権を行使しないと判断したことに、違法性、不当性は認められない。

以上のことから、本件における請求人の主張にはいずれも理由がないものと判断する。